

1 開催日時 令和4年3月18日（金）
開会 午後 1 時 30 分 閉会 午後 2 時 35 分

2 開催場所 備前市役所 5階 会議室

3 会議区分 定例会

4 出席委員

議席番号	職 名	氏 名	出欠
1	委 員	永 島 英 夫	出
2	委 員	立 花 朗	出
3	委 員	高 取 睦	出
4	委 員	出 井 鉄 二	出

5 出席者

職 名	氏 名	出欠
教育長	松畑 熙一	出
教育部長	石原 史章	出
教育プロジェクト推進課長	草加 浩一	出
小中一貫教育課長	岩井 典昭	出
幼児教育課長	竹林 幸作	出
文化振興課文化振興係長	家嶋 親志	出
社会教育課長・公民館活動課長	波多野 靖成	出

6 付議事件 議案等付議事項のとおり

7 会議状況 議事録のとおり
傍聴人 なし 非公開 あり

8 署名委員 3番 高 取 睦

9 書 記 教育プロジェクト推進課総務計画係長 難波 広充
教育プロジェクト推進課総務計画係 草加 成章

10 その他 次回開催日時・場所
日時 令和4年4月22日（金）午後1時30分 開会
場所 備前市役所 4階 4-4会議室

議案等付議事項

区分	案件名
議案第7号	令和3年度備前市教育関係補正予算の提出について
議案第8号	令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
議案第9号	備前市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則の制定について
議案第10号	備前市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
報告第1号	備前市教育委員会事務局事務決裁規程及び備前市立公民館事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
報告第2号	備前市教育委員会職員の過重労働による健康障害防止対策実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
報告第3号	備前市奨学生選考規程の一部を改正する規程の制定について
報告第4号	備前市アートカルチャー表彰要綱の制定について
報告第5号	備前市自治公民館・集会所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

午後 1 時 30 分 開会

教育長 委員の皆様には、令和4年3月教育委員会会議定例会にご出席いただきありがとうございます。本日、畑下文化振興課長が出張で欠席のため、代わりに家嶋文化振興課文化振興係長が出席しています。ご了承ください。

それでは、定例会を開会します。ただいまの委員の出席は、全員であります。定足数に達しておりますので、令和4年3月備前市教育委員会会議定例会を開会いたします。

なお、議事・発言内容に係る委員会の協議は、申し合わせに沿って行います。

委員並びに出席職員に申し上げます。

教育委員会会議の議事等会議は、人事、争訟のほか、市議会の議決を経るべき事項の原案、個

人・団体情報を公開することにより個人の権利利害を害するおそれのある事項、例示いたしますと、問題行動や児童生徒指導上の案件などにあつては、委員会の議決をもって非公開といたします。

非公開審議の事例は、かなり繁雑にありますので、あらかじめご承知おき願います。

委員会会議規則及び委員会申し合わせにより、議事内容や発言内容に関する指摘はあらかじめ分かる場合は教育長から発議し、そうでない場合は発言途中であっても委員並びに出席職員からの発言を認めますので、教育長にその旨を告げていただき、私から発議するなど所要の手続きを行いたいと思います。

なお、会議を非公開とする旨の議決があつた場合、休憩中の委員会協議などの場合は、傍聴人は職員の案内に従い速やかに退室していただきますようお願い申し上げます。非公開審議又は休憩中の委員会協議が終了し次第、あらためて入室を認め、ご案内いたします。以上よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に先立ち、2月定例教育委員会会議以降の教育行政の概要と政務について報告いたします。

2月15日、校長会があり出席しました。新しい教育大綱や「国際教育都市」の3つのキーワード、国際・探究・協働について説明しました。

2月22日から、第1回定例会が開会しました。

2月23日、小松原美里選手・尊手への市民栄誉章授賞式に出席しました。尊選手がアメリカへ帰国中のため、美里選手とお母さんがご出席されました。

2月25日、岡山市内で開催された青少年教育センター閑谷学校の運営協議会に出席しました。

3月1日、市立片上高等学校の卒業式に出席しました。4年間の高校生活を終え、4人の生徒が巣立ちました。

3月2日から4日まで、一般質問が行われました。教育に関する質問も多く、ひとつひとつ、丁寧にお答えしました。

3月3日と7日、中国学園大学の●●副学長と、図書館についてZOOMで協議を行いました。

3月8日には、教育委員会会議臨時会を開催させていただきました。

3月10日、厚生文教委員会に出席し、「Bizen Symphonic Oasis」構想案（第2次案）と「国際（英語）教育都市・備前市」構想案についてご説明しました。

3月12日、閑谷学校講堂で「備前櫓の木賞」の表彰式が行われ、出席しました。昨年8月に寄贈を受けた「小学読本」の現代語訳をしていただいた竹内良雄先生が芸術文化賞を受賞されまし

た。また、市観光ボランティアガイド協会が地域貢献賞を受賞されました。

3月15日、備前市教育委員会文化・スポーツ表彰を受賞された三石中学校テニス部の表彰式に出席しました。

3月17日、備前緑陽高校の学校運営協議会に出席しました。

以上で報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

まず、1番の前回定例会会議録の承認ですが、令和4年2月定例会の会議録及び令和4年3月臨時会の会議録について、委員の皆さんでお気づきの点はございませんか。

教育委員（異議なし）

教育長 ないようですので、令和4年2月定例会及び令和4年3月臨時会の会議録については承認することとします。

次に、2番 会議録の署名委員の決定ですが、本日は、3番の高取委員にお願いいたします。

次に、3番の学校の現状報告のうち「生徒指導経過」等に関する部分は、会議規則第15条第1項第4号及び第6号の規定に基づき個人に関する情報を含む、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項として、また、4番の議案等付議事項のうち、「議案第7号 令和3年度教育関係補正予算の提出について」は、会議規則第15条第5号で定める議会の議決を経るべき議案の原案に影響があることから、会議規則第15条第6号 会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項として、非公開とするよう発議します。

また、申し合わせにより、「議案第7号 令和3年度教育関係補正予算の提出について」は、「生徒指導経過」等に関する部分に引き続き、審議いたします。

このことに賛成の委員は挙手願います。

教育委員（全員挙手）

教育長 全会一致により非公開と決定しました。

それでは、3番、学校及び園の現状報告をいたします。

非公開該当部分の報告になりますので、非公開とします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【 非公開審議 】・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 非公開審議 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

教育長 引き続き、4番 議案等付議事項について審議を行います。

それでは、議案第8号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、事務局から説明願います。

教育プロジェクト推進課長 別冊をご覧ください。議案第8号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、ご説明いたします。

昨年末に、委員さんに事業についてご意見をいただき、それを踏まえて岡山理科大学の●●准教授にご意見をいただいたものを取りまとめたものがこの資料でございます。

報告、公表についてご承認いただければ、3月24日、議会最終日に報告する予定としております。以上です。

教育長 議案第8号の説明が終わりました。何か質問はありませんか。

教育委員 (質問なし)

教育長 ないようですので、議案第8号を承認してよろしいか。

教育委員 (異議なし)

教育長 異議がないようですので、議案第8号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、承認することといたします。

以上で、議案第8号の審議を終わります。

次に、議案第9号 備前市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則について、事務局から説明願います。

教育プロジェクト推進課長 議案書の6ページをご覧ください。議案第9号 備前市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

教育委員会事務局の組織の機構を改編することにより、備前市教育委員会事務局処務規則等に変更が生ずることから、改正をするものです。

実際の内容につきましては、7ページ以降でございます。教育委員会に部及び課が増えること、また、これまでに教育委員会会議でご協議いただいた内容を例規に盛り込んだものです。以上です。

教育長 議案第9号の説明が終わりました。何か質問はありませんか。

教育委員 先の臨時会以降で変更はありますか。

教育プロジェクト推進課長 臨時会でご指摘いただいた幼稚園関係の文言を削除した修正以外、大きな変更はありません。

教育委員 これは意見です。今回の教育委員会事務局組織の変更等については、機構改革によって職員数も増え、大きな組織になります。皆さんの仕事の大半は、教育に対する諸課題に対する問題解決であろうと思っています。この規程であるとか、組織の変更など、制度や仕組みは、今後の取組、実践が大切だろうと思っています。これからも職員の皆さんが謙虚さを忘れず、学校現場であるとか、地域住民の声を大切にされ、職員一人ひとりが尊敬とか、信頼が得られるよう努力していただきたいと思います。

その根底には、行政職員ではありますが、教育委員会の組織に入ると、自分自身も教育者であるという自覚が大切だと思います。また、役職とかポストによって、そういうものが人を育てていくという面もあるかと思っています。

これからも解決しなければならない多くの課題があることを、教育委員会会議を通して感じております。これをしっかり受け止めて、この事務局庶務規則等の一部改正に伴う組織の変更等をしっかり前向きに、使命感を持って取り組んでいただけることを期待しております。以上です。

教育長 私ども職員一人ひとりが、基本的に肝に銘じて考えておかなければならない原点を端的にご提言いただきまして、ありがとうございます。

平素から感じている部分ですが、教育委員会というのは、市長部局と違い単なる行政マンでなく、教育者として現場を大切にしたい問題意識、課題意識をもってその解決に向かって努力をするという原点を大切にすべきという委員のご意見を重く受け止めて、内容のある教育行政となるようお互いに努力したいと思います。ありがとうございました。ほかにありませんか。

教育委員 (質問なし)

教育長 ないようですので、議案第9号を承認してよろしいか。

教育委員 (異議なし)

教育長 異議がないようですので、議案第9号 備前市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則については、承認することといたします。

以上で、議案第9号の審議を終わります。

次に、議案第10号 備前市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。

幼児教育課長 議案書29ページになります。備前市認定こども園の管理運営に関する規則の一部改正について、備前市教育委員会事務委任規則第2条第10号の規定により提案するものです。

31ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容としましては、片上認定こども園の定員数を現状の受入人数を勘案した定員数へと変更することとするもので、総数で114人から98人へと16人の減員とするものです。

併せて、東鶴山認定こども園の0歳児の定員を4人から3人に変更としています。

教育長 議案第10号の説明が終わりました。何か質問はありませんか。

教育委員（質問なし）

教育長 ないようですので、議案第10号を承認してよろしいか。

教育委員（異議なし）

教育長 異議がないようですので、議案第10号 備前市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、承認することといたします。

以上で、議案第10号の審議を終わります。

次に、報告第1号 備前市教育委員会事務局事務決裁規程及び備前市立公民館事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、事務局から説明願います。

教育プロジェクト推進課長 32ページをご覧ください。報告第1号 備前市教育委員会事務局事務決裁規程及び備前市立公民館事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、ご説明いたします。

事務局の機構が変わることに伴い、事務局事務決裁規程及び公民館事務決裁規程の文言を修正するものです。部の名称、課の名称が変更になり、また、組織が大きくなることで、決裁ルートが変更になる、そういったことに対応するものです。以上です。

教育長 委員の皆さんで何か質問はありませんか。

教育委員（質問なし）

教育長 ないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号 備前市教育委員会職員の過重労働による健康障害防止対策実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局から説明願います。

教育プロジェクト推進課長 50ページをご覧ください。報告第2号 備前市教育委員会職員の過重労働による健康障害防止対策実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご説明いたします。

これも事務局の機構が変わることに伴い、当該実施要項の一部の中に文言として「備前市教育

委員会事務局」とあるのを「備前市教育庁」に改正するものでございます。以上です。

教育長 委員の皆さんで何か質問はありませんか。

教育委員（質問なし）

教育長 ないようですので、報告第2号を終わります。

次に、報告第3号 備前市奨学生選考規程の一部を改正する規程の制定について、事務局から説明願います。

教育プロジェクト推進課長 53ページをご覧ください。報告第3号 備前市奨学生選考規程の一部を改正する規程の制定についてご説明いたします。

この規程の改正も事務局の機構が変わることに伴い、規程中にある「教育部長」とか「教育プロジェクト推進課長」という文言を新しい機構にあわせるように改正するものでございます。以上です。

教育長 委員の皆さんで何か質問はありませんか。

教育委員（質問なし）

教育長 ないようですので、報告第3号を終わります。

次に、報告第4号 備前市アートカルチャー表彰要綱の制定について、事務局から説明願います。

文化振興係長 備前市アートカルチャー表彰要綱の制定について説明いたします。

要綱等につきましては、57ページから65ページに掲載させていただいています。また、66ページには対象者等の概要をお示しさせていただいていますのでご参照ください。

それでは、制度の概要等は、後ほど説明させていただきますので、制定の理由等につき、まず、ご説明いたします。制定の理由につきましては、市における文化面の表彰が、スポーツ部門に比べて少ないこと、当市には備前焼など、素晴らしき歴史ある伝統文化が相当程度、存在することから、文化に係る表彰という面においても市を盛り上げ、文化芸術活動の一層の振興を図りたいとするものでございます。

次に制度体系についてですが、57ページから62ページの要綱において、制度の骨格部分を規定し、詳細な運用については、63ページから65ページの要領において取り扱うというかたちをとらせていただいています。

また、このアートカルチャー表彰制度につきましては、備前市に実際に在住し、対象となる大会等で優秀な成績を収めた個人を、結果に基づいて表彰する制度でございます。スポーツ激励金制度のような大会等に出場するという応援的な報償も検討し、あわせてスポーツ部門の表彰制度

とのバランスを取るよう努めましたが、全国や全世界からの公募事業が往々にしてあることから、やはり成績、結果に基づき表彰を行う方法がベストではないかと判断させていただいたところでございます。なお、当該制度内に功労的な表彰を持たせることも検討いたしました。市表彰条例、市民栄誉賞表彰規程、備前権の木賞条例等が、文化的・功労的要素を含んでいること、そして国、岡山県等、全国や地区を総括する協会や連盟等からの功労的な表彰が多数確認できることから、できる限り競合しないよう、現時点、当制度内においては、功労的表彰の規定は設けないこととさせていただいております。

次に制度概要として、66ページをご覧ください。

賞の区分は、アートカルチャー大賞、奨励賞、教育長賞の三通りで、いずれもプロ・アマチュアを問わず、備前市民の成績、成果等の結果を審査対象としています。ただし、奨励賞において、職業としている者につきましては、起業後5年以内の者と規定しています。これは、やはりプロですと、アマチュアに比べ、門戸が広くなりすぎるのではないかという懸念と、それとは反対に、起業後すぐの若手等については、その事業を応援したいとしたものでございます。

次に、大会規模等の区分は、国際大会の日本国外の大会等から中国地区、中国ブロック大会等の4区分で、記載のとおりでございます。また、左側の縦枠並びに下からの矢印表示についてですが、文化芸術活動の性質、規模等を考慮し、教育委員会が適当と認めた場合は、上位の賞区分で審査選考をすることもできるとしたものであります。

次に、賞賜金につきましては、左側の金額が、賞区分及び大会等規模に応じた、ソロの表彰者の金額表示で、また、右側団体限度額については、2人以上の表彰者が共同で受賞される場合を、団体の取扱いとし、当該限度額を表彰者で頭割りするとしたものです。補欠や裏方の照明担当なども含め、団体の長などから、推薦書の提出があった者についてのみ審査選考を行うようあわせて要領に規定しました。なお、賞金等が交付される大会等及び教育長賞につきましては、表彰状等の交付のみで、賞賜金は支給しないとしております。

次に、賞状、メダル、懸垂幕等の報償品は、記載のとおりで、選考につきましては、大賞および奨励賞は庁議にて、教育長賞につきましては教育長審査とさせていただいております。概要説明は以上となりますが、教育委員の皆様方へは、対象者の情報提供を是非、お願いさせていただくとともに、表彰者が決定しましたら、逐次、広報等も含め、ご報告させていただきたいと考えております。

最後に、この制度が、定住や移住のインセンティブになるのは、少し難しいかもしれませんが、備前市に住んで、そして頑張ってもらったねと言ってもらえる制度となることを期待してい

ます。以上でございます。

教育長 委員の皆さんで何か質問はありませんか。

文化面については、ここにきて一つの問題点を感じました。スポーツと同様に扱うことは難しさがあるけれども、できるだけスポーツも文化的なことにも頑張った人を表彰することは大切なことと思っています。

教育委員 まず、備前市内で大賞は出るのかどうか。次に、今までにこれに該当するような事例があったのかどうかをお聞きしたい。

文化振興係長 まず、いままでの該当者につきましては把握しておりません。また、その表彰見込みにつきましても特定のものを予定していませんが、高校や学校等に広く周知し、代表者の推薦をお願いしたいと考えております。以上でございます。

教育委員 書道も日展で入選することは難しいことですが、例えばどこまでを日展で特選にするとかは、県展などほかの展覧会も大小さまざまなものがありますし、それらとの関係もあります。ある展覧会で入賞していないものはこの展覧会ではだめとかあります。また、こちらの展覧会では入賞したのにこちらでは入賞しないとかありますので、ある程度、何か一定の推薦する基準がある方が良いのではと思います。子どもの場合は、いろいろな展覧会やコンクールがありますので、特に明確なものがあった方が推薦しやすいですし、そこに向かって頑張れますし、その展覧会等へ応募する動機付けになると思います。

文化振興係長 64ページに代表的なものは例示しています。アートカルチャーの表彰については、中国地区、それなりに大きいところ以上という形で行きたいと考えております。といいますのも、スポーツ激励金制度では中国大会以上という規程を参考に作りましたので、足並みをそろえるという意味でアートカルチャーも同様にしています。そこまでにいかない子どもたちにつきましては、内規の方で対応できると考えております。なお、詳細な運用につきましては、教育長並びに庁議、事務局協議ということにさせていただきたいと考えております。

教育委員 アートカルチャーの表彰要綱ができたことは、素晴らしいことと思います。委員も言われましたように、選考基準がないものがありますし、また文化面は多岐にわたりますので、難しい面もあると思います。とにかく、市民へ情報の周知をしていただきたいと思います。せっかく作った要綱ですので、いい形で進んで行くようにしてください。

文化振興係長 委員がおっしゃられたとおり、情報の吸い上げ、情報を知るところがスタートだと思います。広報、ホームページ等々、学校、例えば備前焼陶友会などネットワークを持つ関係団体へも広く周知していきたいと思います。

社会教育課長 過去にあった例について質問がありましたが、65ページの上から二つ目に、国民文化祭の各文化芸術部門ということで、美術展の陶芸で文部科学大臣賞を取られた現作家さんがおられます。また、20年以上前にスポーツ部門の賞に打診をしてこられた例で、今も備前市で伝統的に続いているものに、けん玉があります。何年かに一度は全国大会へ出場して、上位へ入っている例があります。当時の体育協会等で審議した結果、けん玉はスポーツではなく、生活文化とかに入るのではないかとということで却下しています。現在もけん玉の伊里の道場は、続いていますので、今後申請が出てくれば審査の対象になると思います。

教育委員 情報の吸い上げのことですが、なかなか、保護者、市民からは言いづらいと思います。中学校は受賞や資格取得などの調査書があり、その関係で確認できると思いますが、例えば、小学校でもこのような調査をしたら、保護者も言いやすいし、こちらもわかりやすいと思います。学校関係はそのような方法もあると思います。

教育委員 いろいろな分野があると思います。備前市でも発掘していけたらいいと思います。けん玉は、子どもがやるものと思っていましたが、やると難しいです。どのカテゴリーに入るのか、やはりスポーツに近いのではないかと思います。規定の問題もあると思いますが。

それから4月に、ちびっこの5歳、6歳のランバイクのイベントがあります。これは大会ではありませんが、小学生以下で、結構あちらこちらで開かれていて、全国レベルの大会もあったりして、こういったものも取り入れて、アートもそうですが、特にスポーツは地域を盛り上げるのに大きな力になると思います。委員も言われたようにメジャーなスポーツ以外のものが出てくると思いますので、ぜひ支援していけたらと思います。

教育長 スポーツもアートもこれから漏れることのないようにしていきたいと思います。ほかにありませんか。

教育委員 (質問なし)

教育長 ないようですので、報告第4号を終わります。

次に、報告第5号 備前市自治公民館・集会所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局から説明願います。

公民館活動課長 備前市自治公民館・集会所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱ですが、日生地域の東新田組会館を新たに自治公民館・集会所に加え、整備事業の対象に加えるものです。

従来備前市コミュニティハウス設置条例により日生総合支所が管理していましたが、起債の償還が3月に終了し、地元指定管理期間が終了することもあり、条例をこの議会で廃止提案されたこ

とを受けたものでもあります。備前市公共施設総合管理計画においては、地元へ譲渡する方針があります。これによって、改修や備品の買い替えなどは市が5分の2、地元が5分の3負担になります。以上です。

教育長 委員の皆さんで何か質問はありませんか。

教育委員（質問なし）

教育長 ないようですので、報告第5号を終わります。

次に、5番、次回の教育委員会会議の決定ですが、事務局案を説明願います。

教育プロジェクト推進課長 4月の定例会につきましては、4月22日金曜日、午後1時30分から市役所4階会議室、4-4で開催することを提案いたします。

また、5月定例会につきましては、5月23日月曜日、午後1時30分から3階大会議室の予定とすることを提案いたします。

教育長 それでは、次回定例会は、4月22日金曜日、午後1時30分から市役所4階会議室で開催することで、いかがでしょうか。

教育委員（異議なし）

教育長 それでは、次回教育委員会会議定例会は、4月22日金曜日、午後1時30分から市役所4階会議室で開催いたします。また、5月定例会は、5月23日月曜日の予定といたします。

次に、6番 4月の行事予定、共催・後援予定が事務局より提出されています。ご確認ください。何か質問はありませんか。

教育委員（質問なし）

教育長 なければ、その他で何かありますか。

教育委員 地域おこし協力隊 女子野球部の現状と今後について、わかれば教えてください。

社会教育課長 昨年4月にチーム名を小中学校に募集後、5月に「備前サンラッキーズ」に決まり、啓発活動や広報活動を行っています。7月議決の市議会に設立補助金として、300万円の補助を出しました。これは女子野球の新設補助で、道具やユニフォームの一部、特に新入団選手用やチームの広報活動費、その中でもキャッチャーマスクやグローブ、バットや試合球道具入れなどの用具が中心です。

チームは14人になりました。年齢制限がないのが特徴で、すべて試合に出場できる選手とは限りませんが、昨年12月から練習試合を度々行っています。4月には全日本女子硬式野球連盟に加入し、練習試合を重ね、公式戦に臨むとのことでした。

次に、日生運動公園の浜山側に「わんぱく丸」がありました。既にご報告したとおり、30年が

経過し木製の劣化が激しく、直すならすべてやり替えになることから、ロープを張ったままになっていましたが、危険ですので工事で撤去しました。そのあとに、大型遊具を設置するため、整地工事や大型遊具の設置等を昨年秋から進めてまいりまして、本日完了し検査を終えたところで

す。
一般の方への公開、使用開始を、3月21日、月曜日、午前10時から供用開始いたします。市長、教育長、議長、日生認定こども園の5歳児を招待して、テープカットを行います。その後は休館日を除き自由に遊ぶことができますので、複合型遊具をぜひ見て遊んでいただければと思います。以上です。

畑教育長 ほかに事務局から何かありますか。

幼児教育課長 備前プレーパークの会により久々井地区に整備されていましたが小規模保育園が完成し、3月26日、土曜日に市長、教育長も来賓として出席のうえ落成式が予定されています。

既に3月からプレオープンとして園児も受け入れていますが、4月から本格運営となり、定員19名のところ、現時点で18名の園児の入園が予定されています。以上でございます。

社会教育課長 昨年末から工事を進めてまいりましたB&G海洋センターの体育館の屋根の修理と体育館の照明のLED化の工事もこのほど終了いたしました。多くの方に利用していただきたいと思います。また、B&G財団から多額の援助をいただいておりますので、4月に入り利用状況を見て、B&G財団の関係者を招いて、お披露目、セレモニーを考えています。以上です。

教育長 ほかにありますか。

教育委員（発言なし）

教育長 ないようですので、以上で3月の教育委員会会議定例会を閉会します。

午後 2 時 35 分 閉会

備前市教育委員会会議規則第16条第2項の規定により、下記に署名する。

会議録署名委員 教育長

委員